

岸谷第四自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は岸谷第4自治会（以下「本会」という。）と称し、事務所を横浜市鶴見区岸谷一丁目10番地の「岸谷地区集会所」に置く。

(区域)

第2条 本会の区域は、横浜市鶴見区岸谷一丁目の一部区域とし、別途地図表記する。

(会員)

第3条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

2. 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

3. 本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4. 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より第3条第2項に定める退会の届け出があった場合

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関すること

(2) 清掃、美化等の環境整備に関すること

(3) 防災、防火、防犯、交通安全に関すること

(4) 住民相互や行政への連絡、住民や社会への広報に関すること

(5) 自治会集会所の維持管理に関すること

(6) その他

第2章 役員

(役員の種類別)

第6条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 2名

(4) 総務 2名（正・副）

※以上、(1)～(4)を「四役」と称する。

(5) 各専門部長 1名（及び副部長1名）

(6) 監事 2名

(7) 班長 各班1名

(役員を選任)

第7条 会長は、総会において、会員の中から選任する。

・立候補者が複数人の場合は、選挙により選出する。

2. 副会長を含むその他役員は、会員の中から、会長が選出し、委嘱する。
3. 班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。
4. 監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

(職務組織)

第8条 会長は、組織規程を定め、職務組織を構成する。

※別添、組織図を参照

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 各専門部会の長(部長)は、上部組織の長の命を受けて、会務を分担する。
- (5) 班長は、会員との連絡調整にあたる。
- (6) 監事は、本会の会計事務について監査を行い、毎年総会に報告する。会計事務について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 会長の任期は2年とする。(最長連続2期4年とする。)

会長以外の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 班長の任期は1年とする。
3. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を引き続き行う。
5. 会長選出に際し、立候補者不在の場合、前1項(「連続2期(4年)以内」とする)の規程は適用しない。

(役員解任)

第11条 役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を著しく傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第3章 総会

(総会の構成)

第12条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年5月に開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第1項第6号の規定により監査から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の10日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第15条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び解任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、総会の場で出席した会員(会長以外)の中から選任する。

(総会の定足数)

第17条 総会は、全会員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第19条 会員は、各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第17条及び第18条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員を含む)

- (3) 開催目的, 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
2. 議事録には, 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

第4章 会議

(会議の構成)

第22条 本会には, 会長が招集する次の会議を置く。

(1) 運営会議

四役(会長, 副会長, 総務(正), 会計)により構成する。

(2) 役員会議

全役員(監事, 班長は除く)により構成する。

(3) 班長会議

役員会議のメンバー及び全班長により構成する。

(会議の招集)

第23条 運営会議は, 会長が必要と認めたときに適宜招集する。

役員会議は, 毎月1回以上, 開催する。

班長会議は, 月次定例開催とし, 状況に応じて隔月開催とする。

(会議での審議事項)

第24条 運営会議は, 役員会に付する議題や連絡事項について事前に検討, 整理をする。また, 事業計画の進捗状況, 予算の執行状況等について確認をする。

2. 役員会は, 自治会の運営, 活動, 行事に関する計画・進行状況・実施について審議及び議決をする。

3. 班長会議は, 自治会活動・行事・今後の予定などの報告・確認, 及び回覧・配布資料の確認・受け渡しを行う。

第5章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は, 会費その他の収入をもって充てる。

(会費)

第26条 本会の会費は, 会費規程により決める。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか必要な事項は, 総会又は役員会の議決を経て, 別に会長が定める。

附則

本規約改定は、令和4年 6月 18日から有効とする。

昭和 51年 4月 1日	制定
平成 25年 6月 1日	改定
令和 04年 6月18日	改定